

マネジメントシステム認証機関に対する
認定の基準

JAB MS100-2007

制定日：2007年3月13日

財団法人日本適合性認定協会

マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準

序文

この基準は、以下の本文で別段の定めのない限り、ISO/IEC 17021:2006 "Conformity assessment – Requirements for bodies providing audit and certification of management systems"を変更することなく採用する。

備考1：ISO/IEC 17021:2006 と同等内容の JIS Q 17021 が制定された時点で、ISO/IEC 17021:2006 を JIS Q 17021 (ISO/IEC 17021:2006) に読み替えるものとする。

2：この基準では、ISO/IEC 17021:2006 邦訳版（財団法人 日本規格協会発行）にて用いられている用語を使用する。なお、JIS Q 17021 が制定された時点で、同 JIS で用いられている用語に読み替えるものとする。

1. 適用範囲

この基準は、マネジメントシステム認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、認証機関という）に対する要求事項を規定する。

備考：上記の序文及び適用範囲は、この基準のために記載したものであるが、ISO/IEC 17021 の「序文」及び「1. 適用範囲」を変更する意図はない。意図しているのは、ISO/IEC 17021:2006 との整合である。

2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

ISO/IEC 17021:2006 の「2. 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

3. 用語及び定義

ISO/IEC 17021:2006 の「3. 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

ISO/IEC 17021:2006 の「4. 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

ISO/IEC 17021:2006 の「5. 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に対する要求事項

ISO/IEC 17021:2006 の「6. 組織運営機構に対する要求事項」を適用する。

7. 資源に対する要求事項

ISO/IEC 17021:2006 の「7. 資源に対する要求事項」を適用する。

8. 情報に関する要求事項

ISO/IEC 17021:2006 の「8. 情報に対する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

ISO/IEC 17021:2006 の「9. プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

ISO/IEC 17021:2006 の「10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。